

令和 4 年 市議会 12 月定例会提案予定議案（補正予算・一般会計）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）

【補正額】

・歳入歳出とも 385,227千円の増額

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援地方交付金分）を活用した事業 182,020千円

(2) その他の事業 203,207千円

※補正後予算額 71,082,592千円

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分）を活用した事業

① 老人福祉センター管理運営事業 / 高齢者いきいき課

老人福祉センターに対する光熱費補助の追加

0千円 → 7,102千円

補助金 7,102千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰対応分）を活用し、光熱費（電気・ガス）及び燃料費の補助を行うもの。

② 児童福祉運営事業/こども支援課

子育て世帯を応援するための図書カード配布に係る経費の追加

0千円 → 145,793千円

報償費 131,000千円増

委託料 14,793千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰対応分）を活用し、子育て世帯を応援するため、18歳以下の子ども一人あたり5,000円の図書カードを支給するもの。
- ・ 支給対象者は26,200人を見込む。

③ 公立保育所管理運営事業／保育課

賄材料費の追加

59,847千円 → 62,386千円

賄材料費 2,539千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰対応分）を活用し、保護者負担を抑え、公立保育所等の給食の質を担保することを目的に、食材料費の価格上昇分として、児童一食当たり26円を増額補正するもの。

④ 私立保育所等助成事業／保育課

民間保育所等に対する光熱費補助の追加

0千円 → 16,239千円

補助金 16,239千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰対応分）を活用し、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育施設（小規模保育事業、事業所内保育、家庭的保育）、新制度移行幼稚園に対して、光熱費の補助を行うもの。
- ・ 各施設に対し、入所児童一人当たり4,500円を上限として補助する。

⑤ 公衆浴場助成事業／商工課

公衆浴場設備整備費等補助金の追加

1,120千円 → 3,376千円

補助金 2,256千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分）を活用し、一般公衆浴場事業者に電気・ガス代の高騰分および省エネルギーに資する設備整備についての補助を行うため、増額補正するもの。

⑥ 公共交通支援事業／都市計画課

公共交通原油価格高騰対策補助金の追加

8,091千円 → 16,182千円

補助金 8,091千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分）を活用し、市内に営業所を有するバス・タクシー事業者保有する車両台数に応じて補助を行うため、補正措置するもの。
- ・ 10月～3月までの燃料費増加見込み額の一部として、バス1台あたり35,000円、タクシー1台あたり12,000円を補助する。

2 その他の事業

① 名越クリーンセンター管理運営事業 他／環境センター 他

公共施設等における光熱費の追加

695,567千円 → 848,602千円

光熱水費 153,035千円増

- ・ 名越クリーンセンターや本庁舎など、市の管理施設における光熱費の補正を行うもの。

② 法制事務／総務課

訴訟代理人等報償費の追加

5,170千円 → 7,040千円

報償費 1,870千円増

- ・ 訴訟事件について、訴訟代理人である顧問弁護士に対し、裁判所への出廷等に係る報償を支払っているが、訴訟事件の増加により予算の不足が見込まれることから、円滑な訴訟事務遂行のため必要額を増額補正するもの。

③ 鎌倉芸術館管理運営事業／文化課

鎌倉芸術館大ホール1階楽屋給湯管修繕費の追加

10,000千円 → 12,000千円

維持修繕料 2,000千円増

- ・ 鎌倉芸術館地下1階機械室にあるボイラー設備から大ホールの1階楽屋の給湯管が経年劣化により漏水がみられ、1階楽屋のシャワー設備等が使用できず利用者の利用に支障をきたしていることから補正により予算措置するもの。
- ・ 当初予算で鎌倉芸術館維持修繕料として10,000千円措置されているが、現在予定している修繕も実施すると予算が不足するため、不足分を補正するとともに、修繕完了までに4か月の期間を要するため令和5年度へ当該予算を繰越す。

④ 生活困窮者自立支援事業 / 生活福祉課

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る経費の追加

90,677千円 → 97,557千円

扶助費 6,880千円増

- 生活困窮者に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、申請期間が令和4年12月31日まで延長されたことから、支給に係る経費について、増額補正するもの。

⑤ 最終処分事業/環境施設課

焼却残さの処理にかかる経費の追加

102,090千円 → 124,061千円

委託料 21,758千円増

負担金 213千円増

- 名越クリーンセンターにおける焼却量の増加に伴い、焼却残さの処分及び運搬に係る委託料及び焼却残さを処理する施設が立地する自治体に対して支払う負担金（環境協力保全金）を増額補正するもの。

⑥ まちの美化推進事業/環境保全課

光熱水費（電気料金・水道料金）の追加

13,545千円 → 17,524千円

光熱水費 3,979千円増

- 観光客等の増加に伴う使用量の増加等を踏まえ、公衆トイレ（30箇所）及び喫煙所（1箇所）の管理に係る経費を増額補正するもの。

⑦ 鳥獣保護管理対策事業／環境保全課

有害鳥獣駆除等業務委託料の追加

8,654千円 → 11,849千円

委託料 3,195千円増

- ・ 外来生物法により特定外来生物に指定されている有害鳥獣の捕獲数の増加に伴い、処分及び捕獲檻の配送等に係る経費を増額補正するもの。

⑧ がけ地対策事業／みどり公園課

急傾斜地防災工事負担金の追加

62,934千円 → 81,000千円

負担金 18,066千円増

- ・ 住民からの要望・陳情に基づいて神奈川県が施行する民有斜面地の急傾斜地の防災工事について、施工件数が増加したため市負担分の増額分について補正するもの。

⑨ 道路維持業務委託料／道水路管理課

道路施設管理事業の追加

10,195千円 → 16,398千円

委託料 6,203千円増

- ・ 赤道を含めた市道上の樹木伐採等に要する経費について、要望件数の増加等により事業費が増加していることから、増額補正を行うもの。

⑩ 鎌倉国宝館管理運営事業／生涯学習課

国宝館における維持修繕料の追加

8, 177千円 → 11, 185千円

維持修繕料 3, 008千円増

- ・ 災害や施設の老朽化に伴い、観覧者の安全や施設機能維持のために、緊急で修繕を行わなくてはならない箇所工事について増額補正するもの。

⑪ **重点事業** 史跡環境整備事業／文化財課

史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業に係る経費の減額

210, 000千円 → 193, 000千円

工事請負費 17, 000千円減

- ・ 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業についての工事を進める中、地質が想定よりも固く、立坑の掘削に当初想定していたよりも長い期間を要したことから、令和4年度中の竣工が難しくなり、令和4年度までの継続費を、令和5年度まで延長し、令和4年度の予算を一部減額し令和5年度へ計上する補正を行うもの。

総額 260, 000千円

年割額

令和3年度	50, 000千円		令和3年度	50, 000千円
令和4年度	210, 000千円	⇒	令和4年度	193, 000千円
			令和5年度	17, 000千円

継続費

① 重点事業 史跡環境整備事業／文化財課 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業

- ・ 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業について工事を進める中、地質が想定よりも固く、立坑の掘削に当初想定していたよりも長い期間を要したことから、令和4年度中の竣工が難しくなり、令和4年度までの継続費を、令和5年度まで延長し、令和4年度の予算を一部減額し令和5年度へ計上する補正を行うもの。

- ・ 総額 260,000千円

・ 年割額

令和3年度	50,000千円		令和3年度	50,000千円
令和4年度	210,000千円	⇒	令和4年度	193,000千円
			令和5年度	17,000千円

繰越明許費

① 鎌倉芸術館管理運営事業／文化課

鎌倉芸術館大ホール1階楽屋給湯管改修事業

- ・ 鎌倉芸術館地下1階機械室にあるボイラー設備から大ホールの1階楽屋の給湯管が経年劣化により漏水がみられ、1階楽屋のシャワー設備等が使用できず利用者の利用に支障をきたしていることから補正により予算措置するもの。
- ・ 契約締結から修繕完了までに4か月の期間を要することから令和5年度へ当該予算を繰越すもの。

繰越明許費 6, 367千円

② 緑地維持管理事業／みどり公園課

(仮称)長谷3号緑地維持管理工事

- ・ 令和4年度当初予算で行う予定だったが、工事範囲の一部が民地に越境することとなり、隣地地権者との調整等に時間を要することとなったため、繰越明許予算を設定しようとするもの。

繰越明許費 12, 870千円

債務負担行為

① 人事管理事務／職員課

人事給与システム構築事業費

- ・ 現行契約のリース満了に伴う、システム更新をするもので、庶務事務システム等の統合内部事務システムとのデータ連携の効率化、給与明細等の紙発行をしている帳票の電子化を目的に統合内部事務システムの業者と随意契約を行うもの。
- ・ 使用する人事給与システムの業者が変更になることから、新規にシステムを構築する必要があり、システム構築に長期の期間を要す。令和6年3月に本稼働をするためには、令和4年度中に契約事務を行い、構築作業に着手する必要があるため、債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	82,011千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	82,011千円

② 海水浴場運営事業／観光課

海水浴場砂防柵設置・撤去及びなぎさ整地事業費

- ・ 海水浴場砂防柵設置・撤去及びなぎさ整地業務は、海水浴場開設のために監視所や仮設トイレを設置するために実施するもので、6月より海の家建設が始まるため5月末までには完了させる必要があるが、年度当初の入札では日程に余裕が無く、不調による再度の入札が発生した場合は、監視所の設置日に遅れが生じることとなり、海水浴場開設の期間を短縮せざるを得なくなる。このため、期間的なリスクを回避するため、前年度中から入札の手続きを行うことができるよう、令和4年度から令和5年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	9,130千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	9,130千円

③ 海水浴場運営事業／観光課
海水浴場監視所・仮設トイレ等賃借料

- ・ 7月の海開きに間に合うよう、6月下旬に監視所を設置する必要があるが、年度当初の入札では日程に余裕が無く、不調による再度の入札が発生した場合は、設計の見直しや変更負担行為など一定の事務手続きに時間を要するため、監視所の設置日に遅れが生じることとなり、海水浴場開設の期間を短縮せざるを得なくなる。このため、期間的なリスクを回避するため、前年度中から入札の手続きを行うことができるよう、令和4年度から令和5年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	21,709千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0千円
	令和5年度 21,709千円

④ 体育施設管理運営事業／スポーツ課
鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務事業費

- ・ 令和5年7月1日に海浜公園水泳プールを開場するためには、令和5年2月中旬を目途に事業者との契約を終える必要があることから、令和4年度から令和5年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	30,361千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0千円
	令和5年度 30,361千円

⑤ 体育施設管理運営事業／スポーツ課
鎌倉市スポーツ施設指定管理運営事業費

- 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定管理期間とし、スポーツ施設（鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館、見田記念体育館）の管理運営を指定管理者に行わせるため、必要となる指定管理料について、債務負担行為の設定を行うもの。

債務負担行為設定額 485,500千円
債務負担行為設定期間 令和4年度から令和9年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	97,500千円
	令和6年度	97,000千円
	令和7年度	97,000千円
	令和8年度	97,000千円
	令和9年度	97,000千円

⑥ 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区管理事務所設置事業費
公園維持管理事業／みどり公園課

債務負担行為設定額 55,000千円（変更前34,073千円）
債務負担行為設定期間 令和10年度まで（変更前9年度まで）

- 鎌倉海浜公園の由比ガ浜地区にある管理事務所が、老朽化のため雨漏れ等が頻発し、日常的な利用に支障をきたしていることから建替工事を行うもの。
- 令和4年度、委託発注の準備を進めるため業者から参考見積を徴取したところ、人件費及び資材価格の高騰を受け、当初予算を大幅に上回る提示を受けたことから、計画内容の見直しを行い総工費の圧縮に努めたが、それでもなお当初予算で定める限度額の範囲内に収まらないことから、事業を実施することが困難な状況であるため、債務負担行為の変更を行う。
- なお、本事業は令和9年度までの債務負担行為であることから事業期間の変更も合わせて行う。

⑦ 市営住宅集約化事業費(設計変更による増額分)

重点事業市営住宅集約化事業／都市整備総務課

現行の債務負担行為限度額 9,046,356千円
追加予定の債務負担行為限度額 220,000千円
債務負担行為設定期間 令和4年度から令和8年度まで

- ・ 当該事業は既に令和9年度までの債務負担行為として設定しているが、当初の契約では見込んでいなかった項目について設計変更を行うため、契約額（及び限度額）に変更が生じることから、増額分について再度債務負担行為の設定を行うもの。

【主な追加内容】

- ・ 市営住宅のZEH(net Zero Energy House)基準適合化及び蓄電池設置費用
- ・ 土砂災害特別警戒区域の対策工事(ガードフェンス)費用
- ・ 近隣住民との協議による工事車両使用道路変更に伴う工事費用の増額

⑧ J R北鎌倉駅仮改札開設工事等負担金

重点事業道路維持補修事業／道路課

債務負担行為設定額 27,000千円
債務負担行為設定期間 令和4年度から令和5年度まで

年割額 令和4年度 0千円
令和5年度 27,000千円

- ・ 北鎌倉隧道を通行禁止としていることから、現在、J R横須賀線北鎌倉駅には臨時改札口が設置されている。
- ・ 当該改札口の開設及び維持管理、撤去に係る経費について平成28年度から現在に至るまで債務負担行為を設定しているものの、工事着手まで時間を要することが見込まれることから、あらためて令和5年度までの債務負担行為を設定しようとするもの。

⑨ (ゼロ債) **重点事業**道路維持補修事業／道路課

- ・道路維持修繕工事 市道 013-026 号線
市道 013-026 号線(稲村ガ崎四丁目 6 番 先)の舗装工事を行うもの。

債務負担行為設定額	16,720千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0千円
	令和5年度 16,720千円

- ・道路維持修繕工事 市道 059-045 号線
市道 059-045 号線(大船二丁目 6 番 先)の舗装工事を行うもの

債務負担行為設定額	52,525千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0千円
	令和5年度 52,525千円

- ・大船駅東口ペデストリアンデッキ修繕工事
大船駅東口ペデストリアンデッキの修繕工事を行うもの

債務負担行為設定額	143,795千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0千円
	令和5年度 143,795千円

- ・ 令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに、「発注関係事務の運用に関する指針」等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところである。
- ・ これらをふまえ、12月定例会後の発注を行うため、当該事業を債務負担行為として設定しようとするもの。

令和4年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第3号）

① 山崎浄化センター処理場費 他／山崎浄化センター 他

公共施設における光熱費等の追加

378,653千円 → 550,828千円

光熱水費	39千円増
動力費（電気料）	159,436千円増
動力費（燃料費）	1,000千円増
薬品費（運転管理用薬品費）	11,700千円増

- 山崎浄化センターや七里ガ浜浄化センターなど、下水道事業での管理施設における電気料金等の値上がりに伴う光熱費等の補正を行うもの。

② 汚水管路改良費／下水道河川課

公共下水道汚水（改築）工事（西部圧送管）工事請負費の増額

299,926千円 → 330,000千円

工事請負費 30,074千円

- 鎌倉市稲村ガ崎三丁目5番先で現在工事を実施している公共下水道（西部圧送管）について、工法の変更が必要になり事業費が増額となったため、補正を行うもの。